

薬王堂足利山川店 足利市指導事項等に対する回答

【足利市】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	総合政策課 担当:蓼沼 TEL:0284-20-2103	特になし	-
2	危機管理課 担当:増淵 TEL:0284-20-2190	特になし	-
3	資源循環推進課 担当:山田 TEL:0284-20-2141	特になし	-
4	環境保全課 担当:河内 TEL:0284-20-2152	特になし	-
5	市民生活課 担当:松場 TEL:0284-20-2150	特になし	-

6	都市政策課 担当:廣瀬 TEL:0284-20-2167	<p>(都市政策担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地は第一種住居地域です。</li> <li>・当該地域は都市機能誘導区域外ですが、店舗面積が1,500㎡以下であるため、都市再生特別措置法に基づく届出は不要となります。</li> <li>・建築物は、足利市景観計画の基準に適合する必要があります。景観法に基づき着手30日前までに届出が必要となるため、事前に都市政策課と協議してください。</li> <li>・屋外広告物は、栃木県屋外広告物条例の基準に適合する必要があります。掲出前に都市政策課と協議してください。</li> <li>・未整備や都市計画事業の認可を受けた都市計画道路に接している場合、都市計画法第53条または第65条に基づく許可申請が必要となります。整備状況については栃木県安足土木事務所にご確認ください。</li> </ul> <p>(開発指導担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可が必要となりますので、許可取得に向けて手続きを進めてください。</li> <li>・当該地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域に該当しますので、造成を行う場合には、栃木県都市政策課盛土安全推進班にご相談ください。</li> <li>・2000㎡以上の土地取引を行う場合、契約日から2週間以内に国土利用計画法に基づく届出を提出してください。</li> </ul>	<p>(都市政策担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地は第一種住居地域であることを確認しました。</li> <li>・都市再生特別措置法に基づく届出は不要であることを確認しました。</li> <li>・建築物は、足利市景観計画の基準に適合する必要があることを確認しました。景観法に基づき着手30日前までに届出が必要となるため、事前に都市政策課と協議いたします。</li> <li>・屋外広告物は、栃木県屋外広告物条例の基準に適合する必要があることを確認しました。掲出前に都市政策課と協議いたします。</li> <li>・未整備や都市計画事業の認可を受けた都市計画道路に接している場合、都市計画法第53条や第65条に基づく許可申請が必要となることを確認しました。整備状況については栃木県安足土木事務所に確認いたします。</li> </ul> <p>(開発指導担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可が必要となることを確認しました。許可取得に向け手続きを進めます。</li> <li>・当該地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域に該当することを確認しました。造成を行う場合には、栃木県都市政策課盛土安全推進班に相談いたします。</li> <li>・国土利用計画法に基づく届出は必要ないことを確認いたしました。</li> </ul>
7	建築・住宅政策課 担当:長竹 TEL:0284-20-2170	特になし	-
8	道路河川保全課 担当:茂木 TEL:0284-20-2262	特になし	-

9	企業経営課 担当:岡田 TEL:0284-22-7916	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地内に 20mm 取出しで 13mm のメーターが設置してあります。</li> <li>・給水装置工事および排水設備工事をする場合は事前協議が必要になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地内に 20m取出しで13mmのメーターが設置されていることを確認しました。</li> <li>・給水装置工事および排水設備工事をする場合は、事前協議いたします。</li> </ul>
10	水道施設課 担当:岩寄 TEL:0284-22-7924	特になし	—
11	下水道施設課 担当:川勝 TEL:0284-22-7928	公共下水道の区域となりますので接続をお願いします。 また、受益者負担金の一部未賦課となっているため、一体利用する場合は、受益者負担金を納付していただく必要があります。	公共下水道の区域となりますので、公共下水道へ接続いたします。 また、受益者負担金の一部未賦課となっているのを確認しました。一体利用する場合は、受益者負担金を納付いたします。
12	予防課 担当:諏訪 TEL:0284-41-3199	消防法及び足利市火災予防条例を遵守するとともに、建築確認申請を提出する前に消防本部予防課と事前協議を行うこと。	消防法及び足利市火災予防条例を遵守するとともに、建築確認申請を提出する前に消防本部予防課と事前協議を行います。
13	警防課 担当:長島 TEL:0284-41-3557	今回の出店計画は開発行為に該当するため、消防水利等の適合状況について、事前に消防側と協議を行う必要があります。つきましては、事業者に対し、警防課へ「消防水利に関する事前協議申請書」を2部提出し、協議を行うようお願いいたします。	今回の出店計画は開発行為に該当することを確認しました。消防水利等の適合状況について、事前に消防側と協議を行います。 また、事業者に対し、警防課へ「消防水利に関する事前協議申請書」を2部提出し、協議を行うよう伝えます。
14	生涯学習課 担当:細堀 TEL:0284-43-2501	特になし	—

薬王堂足利山川店 栃木県指導事項等に対する回答

【栃木県】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	総合政策課 担当：伊藤 TEL:028-623- 2267 FAX:028-623- 3924	意見なし	-
2	県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623- 3076 FAX:028-623- 2121	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm × 15 cm）を行ってください。	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
3	環境保全課 担当：溝口・前田 TEL:028-623- 3188 FAX:028-623- 3138	・ 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・ 3000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手 30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。土地の形質変更を行う場合は、所管する県南環境森林事務所環境部環境対策課(0283-23-4445)に相談してください。	・ - ・ 3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になることを確認しました。所管する県南環境森林事務所環境部環境対策課に相談いたします。
4	資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623- 3107 FAX:028-623- 3113	○栃木県では令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、可能な限り対応いたします。

5	交通政策課 担当：齋藤・杉山 TEL:028-623- 2409 FAX:028-623- 2399	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口1（搬入車両兼用）について左折入出庫となる誘導対策をお願いします。</li> <li>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口1（搬入車両兼用）について左折入出庫となる誘導対策をいたします。</li> <li>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。</li> </ul>
6	道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623- 2414 FAX:028-623- 2417	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	－
7	道路保全課 担当：木村 TEL:028-623- 2429 FAX:028-623- 2431	指摘事項無し	－
8	上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623- 2507	汚水排水計画及び雨水排水計画については、足利市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については、足利市担当課と協議いたします。

9	<p>都市政策課 担当：室井 TEL:028-623- 2801 FAX:028-623- 2595</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt; ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、足利市都市政策課と協議してください。 ・足利市景観計画に定める行為の届出の可否について、足利市都市政策課と協議してください。 (協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2167)</p> <p>&lt;開発指導担当&gt; ・都市計画法における開発許可等の可否について、足利市都市政策課と協議してください。 (協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2168)</p> <p>&lt;計画担当&gt; ・当該地は都市計画道路 3・4・1 号前橋水戸線及び 3・5・111 号山川福猿橋線が都市計画決定されていますので、都市計画法第53 条に基づく建築の許可について足利市都市政策課と協議してください。 (協議先：足利市都市政策課 0284-20-2167) ・自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、足利市都市政策課と協議してください。 (協議先：足利市都市政策課 0284-20-2167) ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先：足利市都市政策課 0284-20-2167)</p> <p>&lt;盛土安全推進班&gt; ・盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt; ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、足利市都市政策課と協議いたします。 ・足利市景観計画に定める行為の届出の可否について、足利市都市政策課と協議いたします。</p> <p>&lt;開発指導担当&gt; ・都市計画法における開発許可の可否について、足利市都市政策課と協議いたします。</p> <p>&lt;計画担当&gt; ・当該地は都市計画道路 3・4・1 号前橋水戸線及び 3・5・111 号山川福猿橋線が都市計画決定されているのを確認いたしました。都市計画法第53条に基づく建築の許可について、足利市都市政策課と協議いたします。 ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500 ㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、足利市都市政策課と協議いたします。 ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めます。</p> <p>&lt;盛土安全推進班&gt; ・盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議いたします。</p>
---	--	--	--

10	都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623- 2464 FAX:028-623- 2477	街路事業実施中の区間であるため、出店へ向けた工程や、車両用入り口等の計画について安足土木事務所整備部整備第一課(0284-42-5589)と調整願います。	街路事業実施中の区間であることを確認しました。出店へ向けた工程や、車両用入り口等の計画について安足土木事務所整備部整備第一課と調整いたします。
11	建築指導課 担当：豊田・小林 TEL:028-623- 2863	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、足利市都市建設部建築・住宅政策課（TEL：0284-20-2170）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、足利市都市建設部建築・住宅政策課と協議いたします。
12	警察本部 交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623- 3808 FAX:028-623- 3808	○令和8年3月2日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○－ ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。
13	経営支援課 担当：三宅 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	意見なし。	－